Q 税務調査は何年分遡って行われるのでしょうか?

税務調査は何年分見られるのでしょうか?税務調査で何年分遡るのか、実はかなり曖昧 な基準しかありません。

まず**通常、法人と個人事業主ともに、3年分を遡って税務調査が行われます。**ですから、 税務調査の事前連絡が入り、帳簿や書類を準備しておくのは3年で問題ありません。

しかし、たまにイレギュラーな税務調査があります。それは5年分遡って税務調査を行うという調査官もいます。これは法律違反ではありませんから、「税務調査は通常3年だけですよね?」と言って断ることができません。ですから、「何も悪いことをしていなければ、**最大でも5年分の税務調査が行われる**」と覚えておけば十分です。

ここで問題になるのが、税務調査は最大7年間遡ることができます。簡単にいうと、「会 社が悪いことをしていたら、7年分遡ることができる」というものです。法律ではこのよ うに記載されています。

国税通則法第70条

4 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額(当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額)についての更正(前 2 項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るものを除く。)は、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から7年を経過する日まで、することができる。

つまり、「偽りその他不正の行為」=「悪いことをして税金をごまかしていた」ら、税務 調査は最大7年間遡れることが、法律上明記されているわけです。裏を返せば、税務調査 で8年以上前に遡られることはあり得ないともいえます。

では、「偽りその他不正の行為」とは具体的にどのような行為を指すのでしょうか。列挙していけばキリがないのですが、下記に例示だけしておきます。

(例)

- ・領収書や請求書等の改竄(かいざん)・捏造など
- ・わざと(故意に)売上や経費の時期をズラすこと
- ・架空の人件費など

税務調査で7年遡られると、それだけで追徴税額が多額になってしまいます。間違って も「偽りその他不正の行為」は絶対にしないことが大事です。

(平成25年8月掲載:この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。)